

平成23年第1回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成23年3月18日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 涉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

6番 笠井 高章

7番 松永 涉

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 三宅 祥寿
教育長 板野 正	総務部長 藤井 正助
市民部長 遠度 重雄	健康福祉部長 松永 恭二
産業経済部長 田村 豊	教育次長 森口 純司
総務部次長 井内 俊助	市民部次長 石川 春義
健康福祉部次長 渋谷 一二	産業経済部次長 林 正二
建設部次長 西村 賢司	吉野支所長 井上 邦宏
土成支所長 出口 正春	市場支所長 竹中 陽子
会計管理者 福原 和代	財政課長 町田 寿人
水道課長 森本 浩幸	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第 1 議案第 3 号 平成 2 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）について

日程第 2 議案第 4 号 平成 2 2 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 3 議案第 5 号 平成 2 2 年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 4 議案第 6 号 平成 2 2 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 5 議案第 7 号 平成 2 2 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 6 議案第 8 号 平成 2 3 年度阿波市一般会計予算について

日程第 7 議案第 9 号 平成 2 3 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 8 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 9 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 1 0 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 1 1 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第 1 2 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 1 3 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 1 4 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第 1 5 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 1 6 議案第 1 8 号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 1 7 議案第 1 9 号 阿波市観光施設整備基金条例の制定について

日程第 1 8 議案第 2 0 号 阿波市国土利用計画審議会条例の制定について

- 日程第 19 議案第 21 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 22 号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 23 号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 24 号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 25 号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 26 号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 27 号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 28 号 市場北洲集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 29 号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 30 号 市場中央第 1 集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 31 号 市場箸供養集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 32 号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 33 号 市場田洲集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 34 号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 35 号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 36 号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 35 議案第 37 号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 36 議案第 38 号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 37 議案第 39 号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 38 議案第 40 号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 39 議案第 41 号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 40 議案第 42 号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 41 議案第 43 号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 42 議案第 44 号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 43 議案第 45 号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 44 議案第 46 号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 45 議案第 47 号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 46 議案第 48 号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第 47 議案第 49 号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定に

ついて

- 日程第 4 8 議案第 5 0 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 5 1 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 0 議案第 5 2 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 1 議案第 5 3 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議案第 5 4 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 5 5 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議案第 5 6 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議案第 5 7 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 5 6 議案第 5 8 号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 5 7 議案第 5 9 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 5 8 議案第 6 0 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 5 9 議案第 6 1 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 6 0 議案第 6 2 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 1 議案第 6 3 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 2 議案第 6 4 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 3 議案第 6 5 号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 4 議案第 6 6 号 阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 6 5 議案第 6 7 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 6 6 議案第 6 8 号 阿波市道路線の変更について

(日程第 1 ～日程第 6 6 委員長報告・質疑・討論・採決)

- 追加日程第 1 議案第 6 9 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第 3 議長辞職の件について

- 追加日程第 4 議長選挙について
- 追加日程第 5 副議長辞職の件について
- 追加日程第 6 副議長選挙について
議会運営委員会委員の選任報告について
庁舎建設特別委員会委員の選任報告について
公営施設（事業）民営化特別委員会委員の選任報告について
- 追加日程第 7 徳島中央広域連合議会の議員選出について
- 追加日程第 8 中央広域環境施設組合議会の議員選出について
- 追加日程第 9 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について
- 追加日程第 10 阿北環境整備組合議会の議員選出について
- 日程第 6 7 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（岩本雅雄君） ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

去る3月11日に、東日本大地震が発生し、甚大なる被害が出ております。この地震と津波で多くの命が奪われました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、おけがをされた方々、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

ここで、亡くなられた方々に対し1分間の黙祷をささげたいと思います。

皆様のご起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（岩本雅雄君） 黙祷を終わります。着席してください。

なお、阿波市議会といたしましても、被災者に対する救援活動といたしまして、1人1万円ずつの義援金を送りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

日程第 1 議案第 3号 平成22年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第 2 議案第 4号 平成22年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 3 議案第 5号 平成22年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第 6号 平成22年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 5 議案第 7号 平成22年度阿波市水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第 8号 平成23年度阿波市一般会計予算について

- 日程第 7 議案第 9号 平成23年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 8 議案第10号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第11号 平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第12号 平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第13号 平成23年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第14号 平成23年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第15号 平成23年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第16号 平成23年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第17号 平成23年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第18号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 阿波市観光施設整備基金条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 阿波市国土利用計画審議会条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第23号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 日程第22 議案第24号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第25号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第26号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第27号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第28号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第29号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第30号 市場中央第1集会所の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第31号 市場箸供養集会所の指定管理者の指定について

- 日程第30 議案第32号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第33号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第34号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第35号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第36号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第37号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第38号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第39号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第40号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第41号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第42号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第43号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第44号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第45号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第46号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第47号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第48号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第49号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第50号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第51号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第52号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第53号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第54号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第55号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第56号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第57号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について

日程第 5 6 議案第 5 8 号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定について

日程第 5 7 議案第 5 9 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について

日程第 5 8 議案第 6 0 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について

日程第 5 9 議案第 6 1 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について

日程第 6 0 議案第 6 2 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について

日程第 6 1 議案第 6 3 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について

日程第 6 2 議案第 6 4 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について

日程第 6 3 議案第 6 5 号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について

日程第 6 4 議案第 6 6 号 阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について

日程第 6 5 議案第 6 7 号 阿波市道路線の認定について

日程第 6 6 議案第 6 8 号 阿波市道路線の変更について

○議長（岩本雅雄君） 日程第 1、議案第 3 号から日程第 6 6、議案第 6 8 号までを議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長阿部雅志君。

○総務常任委員長（阿部雅志君） おはようございます。

ただいま議長の指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 3 月 1 0 日委員 6 名が出席して会議を開き、付託されました議案第 3 号平成 2 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）所管部分について、議案第 4 号平成 2 2 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、議案第 5 号平成 2 2 年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 8 号平成 2 3 年度阿波市

一般会計予算所管部分について、議案第9号平成23年度阿波市御所財産区特別会計予算について、議案第10号平成23年度阿波市国民健康保険特別会計予算について、議案第11号平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第14号平成23年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第18号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから議案第22号阿波市国民健康保険条例の一部改正についてまでの5件、議案第24号市場地区集会所の指定管理者の指定についてから議案第50号土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定についてまでの27件の計40議案について、理事者より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、提出議案すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算所管部分について、市民部関係より、委員より、ことしもまた出産祝い金が計上されているが、検討する時期に来ているのではないか、またこれの代替として、同居の改築手当にはどうかとの質疑があり、理事者より、これについて去年の9月からアンケート調査を実施しているが、約90%の方が満足している。一定の支援をして、子育てをしっかりとやっていただくという目的で今まで来ているので、金額についての議論はあるかもわからないが、人を大事にする阿波市政の中では続けさせていただきたいと思っている。また、同居という考え方は、いい考え方であるし、そうになっていただけたらと思っている。しかし、個々の家庭の事情もあり、同居したくてもできない方がいるので、一概にこの祝い金を同居の改築というのではなく、同居をしていただくためにはどうしたらいいか、どうやったら同居がスムーズにふえて、若い方がもっと阿波市に住んでいただけるようになるかという大きな視点の中で考えたらいいのではないかとと思っているとの答弁でありました。

また、総務部関係では、委員より、ケーブルネットワークの収入と支出の状況は、また減価償却とか突発的な工事への対応についての質疑があり、理事者より、歳入は、通信回線使用料2億6,414万円と加入者負担金の676万円の合計約2億7,000万円の予算である。情報ネットワーク費の歳出は2億5,221万2,000円になっているので、この予算の上では2,000万円近く歳入が多くなっている。それと、情報システム施設整備として1億3,000万円基金の積み立てができる予定である。伝送路、幹線については、災害等で切れる以外は、相当期間の耐用年数があると見込んでいる。ただ、電

子機器等の耐用年数は3年から13年ぐらいの間であり、修繕を加えながら、できるだけ延命を図っていきたいが、どうしても最終的には10年、または十二、三年がたったころ更新時期は考えなければならないので、それに備えて積み立てをしているとの答弁でありました。

なお、議案第3号平成22年度阿波市一般会計補正予算（第7号）所管部分についてと議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算所管部分については、債務負担行為の新庁舎建設基本・実施設計業務委託料についての質疑の後、反対と賛成の討論があり、挙手採決の結果、可否同数のため、委員長裁決により、原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上です。

○議長（岩本雅雄君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長江澤信明君。

○文教厚生常任委員長（江澤信明君） おはようございます。

議長のご指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査結果と経過をご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月15日委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第3号平成22年度阿波市一般会計補正予算（第7号）所管部分について、議案第6号平成22年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算（所管部分）について、議案第12号平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第13号平成23年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、議案第15号平成23年度阿波市介護保険特別会計予算について、議案第23号阿波市体育施設条例の一部改正について、議案第51号岩野飲料水供給

施設の指定管理者の指定についてから議案第54号大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について、以上11議案について、関係部署より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、提出議案はすべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程ででありました質疑の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算（所管部分）について、健康福祉部関係で、委員より、3款民生費、2項老人福祉費、入浴助成券交付事業補助金1,328万8,000円予算計上されていますが、土柱休養村温泉が休止している中、どのくらいの利用者を見込んでいるのか、その対応と今後の見通しについての質疑があり、理事者より、平成21年度の実績が1,970万円あり、その7割程度を見込んでいる。土柱休養村温泉については、改修工事が終わり営業が再開され次第広報等で周知し、利用できるようにしていきたい。また、地域の方々への福祉政策の一環として、温泉施設を有効に活用していただきたいと思っている。今後におきましては、さらに検討していきたいとの答弁でした。その後、この入浴助成券交付事業補助金の予算に関して、反対、賛成の討論があり、挙手採決し、賛成多数で可決いたしました。

教育委員会関係では、阿波中学校施設整備事業費の設計監理委託料2,184万8,000円が計上されていますが、委員より、耐震補強はさることながら、施設環境の整備も考慮し、大規模改修してほしいとの要望があり、理事者より、専門の建築士と協議しながら、できるだけ改善をしていきたいとの答弁でございました。

また、委員より、公民館管理費、合計で約2,000万円が予算に計上されていますが、今後の公民館の指定管理についてどのように計画されているのかとの質疑があり、理事者より、教育施設検討委員会で協議しており、将来的には直営ではなく、地元でNPO法人等に指定管理していきたい。ただ、地域と非常に密着しているため、すぐに指定管理するのではなくて、平成23年度については、1人の嘱託職員、特に地元の事情がよくわかる方を置き、その後順次嘱託職員をふやし、正規職員を各町に1名ずつ、やがて全体で1人にして、指定管理へと移行していきたいとの答弁でした。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては会議録を調製し、議長に提出してありますので、事務局でご高覧ください。

以上です。

○議長（岩本雅雄君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長藤川豊治君。

○産業建設常任委員長（藤川豊治君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、3月14日委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第3号平成22年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についての所管部分、議案第7号平成22年度阿波市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算についての所管部分、議案第16号平成23年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について、議案第17号平成23年度阿波市水道事業会計予算について、議案第55号市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定についてから議案第66号阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定についてまでの12議案、議案第67号阿波市道路線の認定について及び議案第68号阿波市道路線の変更について、以上の市長提出議案計19件について、理事者より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、付託された議案はすべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の経過でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算についての所管部分に関してですが、建設部関係では、委員から、土木費の地方道路整備事業費に計上されている工事請負費などに関し、この事業は旧4町でほぼ均等に配分されていたが、当面は、新庁舎関連の周辺道路整備が多くなり、ほかはおくれぎみになるのか、またもう少し国に要望することはできないのかとの質疑があり、理事者から、地方道路整備事業については、国の補助金が60%、残りを合併特例債などにより市内の主要幹線の整備をしている。ここ3年ぐらいは周辺道路の整備にウエートを置くが、国に対しては、この分は別枠で要望し、今まで整備してきた道路についても、おくれることなく、順次整備を図っていききたいとの答弁があり

ました。

産業経済部関係では、商工費の温泉センター費に計上されている工事請負費7,744万円など、土柱休養村温泉、金清活用センターの予算に関し、さまざまな質疑が出されました。委員から、施設の改修をしても採算はとれないと思うので、思い切って廃止したらどうか、また福祉増進の意味合いでつくった施設なので、ある程度の市の負担はいいと思うが、これだけ古くなってきたら、ますます負担がふえていくではないかなどの質疑があり、理事者から、この1年間、財団での8回の会議など、いろいろな角度で検討してきた。その結果、現状として、土柱、金清ともに年間5万人くらいの入浴者の方がおいでおり、仮に廃止となると、今後ますます高齢化が進む中で、身近な休養の場としての施設がなくなることから、存続すべきとの結論となった。また、財団法人という運営形態は今の時代に無理があるので、財団は解散し、土柱については、水漏れ等の最低限の補修をして、今後は民間の活力で運営してもらおうということであり、市としては、議会からも4名の方に出ている理事会でも十分検討した結果、今回の予算を計上しているとの答弁がありました。

なお、質疑の後、議案第8号の所管部分の採決に当たり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でござんください。

以上、ご報告いたします。

○議長（岩本雅雄君） 報告が終わりました。

ただいまから、委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

議案第3号に対する反対討論の発言を許可いたします。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 反対討論を行います。

議案第3号平成22年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について、私は、新庁舎建設については必要でないとは再三申し上げているとおり、この予算で新庁舎基金積立金が1億10万円となっております。この基金そのものに反対をしておきます。

以上です。

○議長（岩本雅雄君） 次に、議案第3号に対する賛成討論の発言を許可いたします。

阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 議長の許可をいただきましたので、阿部雅志、議案第3号平成22年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について、賛成議員として、賛成討論をさせていただきます。

議案第3号平成22年度阿波市一般会計補正予算（第7号）については、3月補正予算ということで、計数整理的な内容が主体であり、事業実施に伴う不用額や国県支出金の確定により不用となった一般財源を健全財政構築のため基金積み立てなどを行い、決算調整のための補正予算となります。

今回の補正予算の中で、1つの事例として、2款総務費、1項総務管理費、14目庁舎建設費、13節委託料の減額100万円は、新庁舎造成設計及び事業認定業務委託料の入札執行の結果、請負差額が生じたための減額補正であり、適正な予算措置であります。また、今回の補正予算は、国庫補助事業を有効活用するため、さきの臨時国会で成立した国の補正予算（第1号）に伴う、久勝小学校、一条小学校、市場中学校の学校施設整備事業費6億1,419万5,000円や健全財政構築のため財政調整基金積立金、またさまざまな将来を見据えた特定目的基金積立金等の基金費11億9,773万2,000円など、重要な予算が盛り込まれております。これらのことから、私は、議案第3号平成22年度阿波市一般会計補正予算（第7号）に賛成をいたします。

これを持ちまして、私の賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 次に、議案第3号に対する反対討論の発言を許可いたします。

17番原田定信君。

○17番（原田定信君） おはようございます。

議長の許可をいただきまして、議案第3号補正予算7号補正関係について反対の立場で討論をさせていただきます。

前段、各委員会の委員長報告を聞かせていただきました。それぞれの委員会がすべて起

立採決で予算をしておる。まさに、今回の議会ほど、議員に乱暴なまでもそれらの周知もなく、このような取り扱いで議会に提案されたのは、私の議員活動の中で初めてでございます。そうした中で、とりわけ補正予算書の9ページにあります債務負担行為補正、追加分ですけれども、新庁舎建設基金、実施設計業務委託料、1億5,000万円が組み込まれております。元来、私自身庁舎建設については賛成の立場ですべての行動をとってまいりました。しかし、これが今回唐突に議会前に文化ホール、多目的ホールと名を称した、私はまさに文化ホールと認識しておりますけれども、その説明があり、そこらの議論も十二分にするまでもなく、市民の話、考え方聞くまでもなく、既にその時点でもはや補正予算第7号補正にはこの1億5,000万円が、それらの設計委託料がすべて巻きで組まれておる、このような乱暴な議会にいつ理事者はなったのでしょうか。そのことについては、これから今後私は市民にその信を問いたいという考え方を持っております。恐らく、今回の補正予算、そしてまた一般会計、当初予算、それぞれについてそれぞれの立場から否決に回る議員が私はふえるという議会の良識も信じておりますし、理事者はすべてにわたってそれらのことを真摯に受けとめて、まさにこれらの今後の議会運営についての考えを対応するべきであります。すべてにわたって、今まで反対が出てきたすべては、それらのことについての説明すべてが親切心すら何もなく、ただ議会を通ればいいという、書いてきただけの予算になっておると思います。それらの形からして、まさに警鐘を乱打する意味において、議案第3号補正予算については反対の立場で討論いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（岩本雅雄君） これでは議案第3号に対する討論を終結いたします。

次に、議案第8号に対する反対討論の発言を許可いたします。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算について反対の討論をさせていただきます。

今先ほど申し上げましたが、新庁舎建設については異論を申し上げておる通りであります。79ページには、新庁舎建設費6,640万円とあります。それと、241ページには、新庁舎積立基金1億1,600万1,000円とあります。これの予算計上にされていきますので、この件により反対といたします。

以上です。

○議長（岩本雅雄君） 次に、議案第8号に対する賛成討論の発言を許可いたします。

1 1 番阿部雅志君。

○1 1 番（阿部雅志君） 議長の許可をいただきましたので、議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算について、賛成議員として、賛成討論をさせていただきます。

阿波市の新庁舎建設につきましては、これまで合併後、平成17年に庁舎建設特別委員会を設置し、平成18年度以降においては庁舎特別委員会を設置し、新庁舎建設についてさまざまな観点から協議検討をしております。また、平成21年度には、市民の意見等を反映させるため、市庁舎市民懇話会を設置し、市長に報告書も提出されております。これらをもとに、平成22年3月に市庁舎基本計画が策定されました。その基本理念として、1、市民の視点に立った庁舎、2、市民が親しみを持てる庁舎、3、市民の安全と安心を守る庁舎、4、市民にも環境にも優しい庁舎など掲げられております。

現在使用されているすべての市庁舎において老朽化が進んでおり、耐震機能も弱体化をしており、費用対効果の観点から考察しても、できるだけ早期に新庁舎建設などに着手し、今議会においても議論いたしました、合併後に係る財政支援措置、すなわち合併特例債、国庫補助金、県交付金を有効活用しながら平成26年度末までに完成させ、年間1億6,600万円の財政効果を早期に上げることが、将来世代への負担を与えない最も賢明な未来への投資であると考えます。

また、今議会において理事者側から説明されました、現在の阿波市の財政状況が、県下の全国的にも比較的健全な財政であり、今後も中・長期的な推計して現状を維持していけることと思っております。また、今年度平成23年度予算案についても、阿波市の特色に合わせた農業振興事業、観光振興事業、また他の市町村以上に拡充された子育て支援策、義務教育施設の耐震補強工事においても、平成26年度末には耐震化率100%を目指しており、基本自治体としての責務も十分果たしていると思われまます。

私は、これらを統合して、市民、市議会、理事者を含め職員等の協働により、庁舎建設の推進を積極的に進めるべきだと思っております。

これらのことから、私は、議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算について賛成をいたします。どうぞご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 次に、議案第8号に対する反対討論の発言を許可いたします。

7 番松永渉君。

○7 番（松永 渉君） 議長の許可をいただきましたので、7 番松永渉、議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算についての反対討論を始めます。

まず、7款1項商工費の市営土柱休養村温泉等整備事業委託料618万1,000円及び工事請負費7,744万円に対する反対討論を始めます。

この予算については、昭和50年に農村の振興と住民福祉の向上を目的に建設された土柱休養村温泉が、施設の老朽化や周辺に類似施設ができた影響などで利用者が減少し、赤字決算が続き、平成21年度には指定管理料650万円、補助金436万8,000円、さらには入浴助成券650万400円を加えると、税金1,736万8,400円が投入されています。その中で、8,362万円をかけて改修工事を行うと言いますが、これは本当に必要な工事なのでしょうか。今、行政サービスについては、民間にできることは民間に任せるという流れの中、温泉事業は公共が行うべき事業ではないと思います。また、吉野川市や美馬市では、温泉事業が縮小、廃止の方向で動いている中、阿波市に温泉施設が3カ所も必要ありません。さらには、長年赤字経営が進む中、今回の改修事業には経営改善の対策が何もとられていません。健全経営と比べると、1.5倍かかっている人件費の削減対策、3分の1しかない利用者1人当たりの売り上げ対策、入浴売り上げに対して何と5倍もかかっている燃料費の削減対策、4分の1しかない利用者の増加対策など、何ひとつ経営改善対策は計画されておられません。

なお、利用者については、15%増加するという数値目標ではありますが、これは平成20年度レベルの利用者数であり、このときの税金投入額は1,735万6,900円の赤字であります。前回平成12年の改修工事後は、入浴者数が6万3,000人から12万人と、6万人近く増加しています。今回の目標値では7,500人しか増加しません。今回の改修事業による経営改善効果は何もありません。費用対効果を考えると、血税8,000万円を使い、1,000万円以上の赤字経営が続き、税金の無駄遣いの温床となる見通しであります。

次に、行政サービスの観点から考えると、利用者が12万人から5万人に減少した時点で、設置管理条例の目的、農業振興、観光振興、住民福祉の向上の必要性、有効性、効率性がなくなっています。住民福祉とえば、税金を湯水のごとく無駄遣いしてもいいということにはなりません。税金を使う場合は、公益性によって公費負担率と受益者負担率が決まります。温泉事業は、住民が市内の温泉に入り、地域交流の中で疲れをいやし、健康増進に役立つということではありますが、温泉で入浴することは、社会福祉というよりも、趣味や娯楽性が高く、農業振興や観光振興、住民福祉の向上にどのような成果を上げられてきたのか疑問であります。少なくとも、公共の土地、建物を無料で提供し、減価償却も

せず、公租公課、税金も取らない、事務の一部を公務員が負担した上に、赤字額を指定管理料という名の税金を投入する事業に公益性はありません。

今回の市営土柱休養村温泉等整備事業費8,362万円については、国も地方も厳しい財政状況の中、公益性の低い温泉事業は、公共がすべきではありません。また、今回の事業計画には、長年赤字経営が続き、税金の無駄遣いの温床になっているにもかかわらず、経営改善策が何もないばかりか、観光振興や地域活性化につなげる阿波市の戦略もありません。

公共サービスは、税金を活用し、公務員が義務と責任を負って、最少の経費で最大の効果を生む仕事をするのであります。国民は、納税の義務と責任があります。今回の土柱温泉の改修工事は、議員が税金投入を決定し、最少の税金で最大の行政サービスを行う義務と責任を負うことのできない事業であると考えますので、私は土柱温泉の改修事業に反対いたします。

次に、3款2項老人福祉費の入浴助成券交付事業補助金1,328万8,000円に対する反対討論であります。

入浴助成券交付事業は、社会福祉に寄与することを目的に、市内に在住する65歳以上の高齢者及び身体障害者を対象に入浴助成券を交付しています。この事業は、公共が担うべき事業なんでしょうか。税金で市民の約5%の人を無料で温泉に入れることが社会福祉、市民全体が満足する生活環境をつくることなのでしょうか。温泉に入るということは、さきにも述べたとおり、公益性が低く、趣味・娯楽性が高いと思います。また、対象者が温泉に行けない人ではありません。さらには、入浴は家庭でもできるが、通常の市民生活で温泉に出かけるのは年間数回であります。この入浴助成券は、年間30回であるとともに、対象は市民の約5%であります。公正・公平性を上回る行政サービス、ぜいたくではありませんか。

次に、費用対効果の検証であります。

この入浴助成券を使用するときに、市民の税金で負担するのは、入浴助成券9,000円だけではありません。さきに述べたとおり、温泉施設の建設、維持管理、運営費があります。公共の土地、建物を無料で使用します。減価償却費もありません。公租公課、固定資産税などの徴収もされません。また、事務の一部を公務員が負担した上に、赤字額を指定管理料や補助金で負担しています。この税金の負担額を利用者1人当たりの経費に計算すると、年間約1万5,000円になります。阿波市の温泉施設の入浴料の65%は、も

う既に補助、税金が負担しているということでもあります。その上に、入浴助成券を出し、入浴を無料にすれば、税金の負担率が100%になります。これを計算すると、年間1人当たり2万4,000円の税金が使われます。ちなみに、阿波市の市民税は11億円ほどですが、この税金で市民1人当たり行政サービスに利用できる金額は約2万2,000円です。入浴券でふろに入るだけで、市民税による市民サービスとほぼ同額の税金が使われます。また、市民税に関して言えば、市民税約11億円は、均等割も含め、市民の38.7%の人が負担しています。市民の4割以下の人々の税金が、市民約4万1,000人を支えていると言っても過言ではありません。この市民税と同額な大切な税金が、ふろに入るだけで使われてもいいのでしょうか。税の負担とサービスを考えたときに、公営の温泉施設の入浴に関しては、受益者負担は取るべきであります。また、社会福祉の面で考えても見ると、一般財源以外の受益者負担は、国民健康保険の加入者が病気になって治療を受ける際、治療費の約60%が自己負担であります。介護保険の介護認定者が入浴サービスを受ける場合、自己負担は約30%であります。入浴助成券で健康な人が入浴する際の自己負担ゼロ%でいいのでしょうか。私は間違っていると思います。この入浴助成券交付事業は、厳しい財政状況の中では、行政サービスの必要性、緊急性が低く、公共サービスの公平性を欠くとともに、他の福祉事業との整合性もありません。さらには、コストに対する効果が低過ぎるので、廃止すべきと考えます。また、阿波市の温泉事業の赤字を補てんするために、社会福祉という名のもとに入浴助成券交付事業を行うことは、税金の無駄遣いの上に、さらなる無駄遣いをする仕組みをつくり出しています。これらの理由により、私は、入浴助成券交付事業補助金の予算に反対をいたします。

見識豊かな住民の皆様には、議会のチェック機能により、この事業が最少の税金で最大の公共サービスを行う事業か否か精査していただき、私の意見に賛同することをお願いし、反対討論といたします。

○議長（岩本雅雄君） 次に、議案第8号に対する賛成討論の発言を許可いたします。

4番江澤信明君。

○4番（江澤信明君） 議長の許可を得ましたので、先ほどの松永議員の反対討論に際しまして、賛成の立場で討論を述べさせていただきます。

議案第8号平成23年度一般会計予算について、3款2項老人福祉費、7款1項商工費、1つは、入浴助成券交付事業は、阿波市発足以降の阿波市の老人福祉政策の一環として既に定着している政策であり、温泉に入浴し、心身ともにリフレッシュし、健康維持、

増進することを経済コストまたは数値で断じるのはいかなるものかと考えております。1年に4万7,000の人々が助成券を利用し、健康維持、増進に役立っている事実があり、今後とも老人福祉政策の一つとして維持すべき政策であると考えております。

それと、土柱休養村温泉整備事業については、確かに松永議員の述べたとおり、今までは温泉を官が運営し、高コスト体質であったことは事実であります。しかし、年間5万人の人々が入浴している事実もあります。阿波市には、公設民営化検討委員会があり、その一つとして図書館の指定管理、民営化を行い、その結果サービスがよくなり、大変好評であるということも事実であります。そのような民営化の実績があり、検討委員会の答申にもあり、土柱休養村温泉も整備し民営化すればサービスも向上し、健全運営をし、今後市に負担をかけない、幅広く市民の福祉向上に役立つ事業だと私は考えておりますので、この案件には賛成するものでございます。どうもありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） 次に、議案第8号に対する反対討論の発言を許可いたします。

17番原田定信君。

○17番（原田定信君） 一般会計において反対討論も、私でいよいよ3人目でございます。私自身、議会活動の中でこうやって反対討論するのも初めての経験ではあるんですけども、まさにそれは何を象徴しておるか。まさに、理事者の議会への説明不足であります。そうした中で、私の反対の立場から討論をさせていただこうと思います。

前段申し上げたように、今回設計委託料組まれておりますところの多目的ホール、事このホールに関しましては、まさに議会軽視も甚だしいし、もっと推し進めて考えるならば、ホールの建設へ向けての、私自身には作為的なものさえ考えられる、そのような進め方で今回これの議論がされてまいりました。

冒頭、全員協議会の中で、担当課長より説明を聞きましたけれども、阿波市においてそれぞれ500人、600人を集めるいろんな各種のイベントの折に、本当にその会場探しに理事者が苦慮してきたのですか。この多目的ホールの建設が、1,000人、1,500人の規模を募ろうとするんなら話はまた別ですけども、500人、600人の規模は、農村改善センターを初め、土成にはトレーニングセンター、これ700人、800人入りますし、歴史民俗資料館等々もあるわけですし、いかにどうしてこれが必要でしょうか。そしてまた、いろいろ言われてきた中で、本当にここで出初め式やるんですか。本当に選挙の開票作業をここでやるんですか。まさに作為的で、私自身には考えられません。

そしてまた、箱物行政の中で一番危惧するのは、後の維持管理費でございます。これも

大きな阿波市の負担になりかねません。そのこととて、担当部長からは、維持経費的には年間2,000万円か3,000万円でございますというご回答をいただいております。2,000万円か3,000万円というのは、本当にこの町にとって小さなお金でしょうか。

今、前段皆さんとともに黙祷をささげたように、東北、関東においては大震災が発生して、まさに未曾有の震災でございます。今後、大きな予算が傾注されて、そしてまた復興に我々も協力していかなければならない。どんなことが、私らは協力できるかっていうこともいろいろ考えておる、そのときでございます。民主党の目玉政策でもありました、きょうの新聞見ますと、高速道路の無料化も見直しということも出ておりますし、子育て手当についても、これも改善され、すべてが東北・関東地方への災害復旧に向けて、それらの大きな予算が進んでいく中で、果たしてこの夢の中で夢を見ているような事業が本当にできるのでしょうか。そのことについて、私は議会の良識が問われる、今回におけますところの当初予算8号の議案でなかろうかというふうに私は認識しております。

阿波市の議会は、私は良識がある議会だというふうなことを自負しておりますし、それが私自身の議会活動の中での自慢の一つでもございます。どうぞ堅実な皆さん方の賢明なご判断をいただきまして、同時に理事者においては、まさに粛々とその結果をかんがみ、今後のこれらの事業についての考えについて一助にさせていただきたい。前段申し上げましたように、今の行政の進み方に、まさに警鐘を乱打する意味での反対をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岩本雅雄君） これでは議案第8号に対する討論を終結いたします。

次に、議案第10号に対する反対討論の発言を許可いたします。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議案第10号平成23年度阿波市国民健康保険特別会計予算について、反対の討論をさせていただきます。

相互扶助と理事者側は言われますが、これは戦前であり、敗戦後は社会保障制度と明記されております。私は、誤解解釈されていると思います。安心して医者にかかれる、命と健康を守る立場から反対としておきます。支払い切れない世帯が急増するおそれがあり、条例改正にも反対しております、値上げされている内容となっております。市民の方々に負担をかけない制度にしていかなければならないと思います。一般会計から繰入額の増額しても、値上げを食いとめなければなりません。そもそも、こういう事態になっ

ているのも、本市だけの問題ではありません。全国の市町村においても、国保会計が破綻するように仕掛けられているのも、国の政策によってなっていると思います。地方議会も、国の誤った政策をもっともっと声を上げ、国庫負担金の復元を求めて運動を展開していかなければならない事態になっておると思います。

以上のとおり、申し上げれば長くなりますので省略して、反対の討論といたします。

○議長（岩本雅雄君） 次に、議案第10号に対する賛成討論の発言を許可いたします。

17番原田定信君。

○17番（原田定信君） 23年度国民健康保険特別会計予算に関しまして、賛成の立場から討論させていただこうというふうに思います。

阿波市の国保特別会計は、合併以降増加する医療費等の諸要因によりまして、厳しい財政状況になっておりますのは、ご案内のとおりでございます。平成23年度では、一般会計でも負担し、その上で国保加入者の皆さんにやむを得なくさらなるご負担をお願いし、安心して医療を受けていただけるようにするためのものであり、賛成をいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（岩本雅雄君） これで議案第10号に対する討論を終結いたします。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決をいたします。

議案第3号平成22年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は可決です。

本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩本雅雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成22年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから議案第7号平成22年度阿波市水道事業会計補正予算（第2号）についての計4件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成23年度阿波市一般会計予算についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は可決です。

本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩本雅雄君） 起立多数です。着席してください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成23年度阿波市御所財産区特別会計予算についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成23年度阿波市国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩本雅雄君） 起立多数です。着席ください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算についてから議案第17号平成23年度阿波市水道事業会計予算についてまでの計7件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第17号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから議案第23号阿波市体育施設条例の一部改正についてまでの計6件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第23号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号市場地区集会所の指定管理者の指定についてから議案第66号阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定についてまでの計43件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第66号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号阿波市道路線の認定について及び議案第68号阿波市道路線の変更について計2件を一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案としてお手元に配付のとおり、議案第69号監査委員の選任について及び諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての人事案件2件が提出されました。

お諮りいたします。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

追加日程第1 議案第69号 監査委員の選任について

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第1、議案第69号監査委員の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三宅副市長。

○副市長（三宅祥寿君） 議案第69号監査委員の選任について。下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、阿波市市場町上喜来字円定1878番地1、氏名、上原正一、生年月日、昭和17年8月22日生まれ。平成23年3月18日提出、阿波市長野崎國勝。

議案第69号につきましては、現監査委員の上原正一氏が、平成23年3月31日付をもって任期満了となりますので、引き続き監査委員に選任することについて同意をお願いするものであります。

上原正一氏は、人格高潔ですぐれた識見を有しており、監査委員として適任者であると考えますので、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

任期は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間となります。

○議長（岩本雅雄君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第69号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第69号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

監査委員の入場を許可いたします。

〔上原正一君 入場〕

○議長（岩本雅雄君） ここで、監査委員に選任されました、学識経験、上原監査委員のごあいさつをちょうだいしたいと思います。

ご登壇をお願いいたします。

○監査委員（上原正一君） ご紹介をいただきました上原正一でございます。阿波市監査委員として市長から選任をいただき、またただいまは議会からご同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

阿波市の行政の公正と能率を確保するため、心を新たにして頑張りたいと思います。皆様方のご指導、ご鞭撻のほどをどうぞよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

〔上原正一君 退場〕

~~~~~

## 追加日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三宅副市長。

○副市長（三宅祥寿君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所、阿波市阿波町西原208番地1、氏名、篠原えり子、生年月日、昭和26年1月30日生まれ。平成23年3月18日提出、阿波市長野崎國勝。

諮問第1号につきましては、現人権擁護委員の篠原えり子氏が、平成23年6月30日付をもって任期満了となりますので、引き続き委員をお願いすることについて、法務大臣に対し推薦する必要があるため、議会の意見を求めるものであります。

篠原えり子氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

任期は、平成23年7月1日から平成26年6月30日までの3年間となります。

○議長（岩本雅雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私、議員の仲間の申し合わせによりまして、議長の席を副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

〔議長交代〕

○副議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長の岩本雅雄君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岩本雅雄君の退席を求めます。

〔岩本雅雄君 退席〕

~~~~~

追加日程第3 議長辞職の件について

○副議長（木村松雄君） 追加日程第3、議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

坂東事務局長。

○議会事務局長（坂東恵子君） 失礼します。それでは、副議長の命令によりまして、議長の辞職願を朗読させていただきます。

平成23年3月18日。阿波市議会副議長殿、阿波市議会議長岩本雅雄。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（木村松雄君） お諮りいたします。

岩本雅雄君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、岩本雅雄君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

岩本議員、入場をお願いします。

〔岩本雅雄君 入場〕

○副議長（木村松雄君） 岩本雅雄君、議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま議長を辞職されました岩本雅雄君からごあいさつがあります。

○12番（岩本雅雄君） 議長辞職に当たりまして一言お礼の言葉を申し上げます。

顧みますと、22年4月の臨時議会におきまして、議員各位の温かいご支援にご推挙いただき、阿波市議会議長の栄職につかせていただきました。この間、明るい市政の確立と円滑な市議会の運営に精進してまいりました。課題でありました新庁舎建設も、現在事業

認定に向けて進んでおります。本日に至るまで、木村副議長を初め、議員皆様のご支援とご協力をいただき、また野崎市長を初め、管理職各位、職員の皆さん方から温かいご支援、ご協力を賜り、微力ながらも、おかげさまをもちまして、大過なくこの職責を果たすことができました。まことに感激にたえず、心から厚くお礼を申し上げます。今後も市政進展のために一段の努力をいたしたいと思っておりますので、どうかこれまで以上のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。辞任のごあいさつといたします。ありがとうございました（拍手）

~~~~~

#### 追加日程第4 議長選挙について

○副議長（木村松雄君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第4、議長選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による場合と指名推選による場合があります。いずれの方法にいたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

ただいま投票という声がありました。

それでは、投票で行います。

選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○副議長（木村松雄君） 議場の出入り口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は20名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（木村松雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。皆、いただいていますか。  
配付漏れはありませんか。皆さん、投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木村松雄君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（木村松雄君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼をお願いいたします。

〔事務局長点呼、投票〕

○副議長（木村松雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木村松雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

執行部入場。

〔執行部 入場〕

○副議長（木村松雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番正木文男君、6番笠井高章君を指名いたします。よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○副議長（木村松雄君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票中

吉田 正君 10票

出口治男君 10票

以上のとおりであります。

すなわち、吉田正君の得票と出口治男君の得票が同数であり、しかもその得票数は5票を超えております。よって、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

くじの手続について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。

以上、ご了承願います。

吉田正君、出口治男君の登壇をお願いいたします。

まず、くじを引く順序をお決め願います。一緒に引いてください。

ただいまのくじの結果、出口君が先にくじを引くことになりました。よって、出口治男君、くじをお引き願います。

くじの結果を報告いたします。

吉田正君が当選のくじを引かれました。よって、吉田正君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました吉田正君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長に当選されました吉田正君のごあいさつがあります。

ご登壇をお願いいたします。

○8番（吉田 正君） ただいま議長のほうから許可を得ましたので、議長就任のあいさつを申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様方の推挙により、阿波市市会議長の7代目の要職につくことになりました。大変きつい選挙となりましたが、その責任の重さを痛感しております。もとより、私は浅学非才でございます。選任いただいたからには、議会運営が円滑にいきますよう議員各位のご支援とご協力をよろしくお願いする次第でございます。

歴代議長は、議員各位により守られてきた阿波市議会の伝統は、対立抗争ではなく、話し合いによる運営がされてきたと感じております。私は、議長としての職を公正中立、これをモットーに議題に対していく所存でございます。歴代議長と同じく、阿波市発展のために、議員各位はもとより、市民の声を大事に、野崎市長が目指す阿波市まちづくり基本

計画実現に向け、最大限の努力をすることをお誓いいたします。何とぞ、ここにおられる議員各位の皆さん並びに執行部の皆さんには、絶大なる協力を切にお願い申し上げ、就任のあいさつといたしますが、開会するとき、岩本議長から3月11日発生の東北・関東地方に史上最大の巨大地震と大津波が発生し、現在いまだに福島原発の大トラブルで、本日が1週間目でございますが、きょうの新聞の報道で、1万5,000人の方が亡くなっております。甚大な被害関係地域の被災者の皆さんに心よりお悔やみとお見舞いを申し上げ、以上で終わります。どうも本日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（木村松雄君） 議長が選挙されましたので、議長と交代いたします。

ふなれな者でございましたが、ご協力ありがとうございました。（拍手）

暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時07分 再開

〔議長交代〕

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長の木村松雄君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、木村松雄君の退席を求めます。

〔木村松雄君 退席〕

~~~~~

追加日程第5 副議長辞職の件について

○議長（吉田 正君） 追加日程第5、副議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

坂東事務局長。

○議会事務局長（坂東恵子君） それでは、議長の命令によりまして、副議長の辞職願を朗読させていただきます。

平成23年3月18日。阿波市議会議長殿、阿波市議会副議長木村松雄。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出
ます。

以上です。

○議長（吉田 正君） お諮りいたします。

木村松雄君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、木村松雄君の副議長の辞職を許可
することに決定いたしました。

木村君、入場。

〔木村松雄君 入場〕

○議長（吉田 正君） 木村松雄君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長を辞職されました木村松雄君からごあいさつがあります。

○10番（木村松雄君） 一言ごあいさつ申し上げます。

振り返ってみますと、1年間議員の皆様方、また理事者の皆様方にはご支援賜りまし
て、まことにありがとうございました。そして、岩本議長の補佐として十分にやってこれ
たかなと思いますと、いささか疑問の念が残りますが、私は私なりに一生懸命務めさせて
いただいたつもりでおります。どうも1年間まことにありがとうございました。（拍手）

~~~~~

#### 追加日程第6 副議長選挙について

○議長（吉田 正君） ただいま副議長を辞職されました木村松雄君からごあいさつがあ  
りました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第6、副議長選挙を日程  
に追加し、議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による場合と指名推

選による場合があります。いずれの方法にいたしましょうか。

(「投票をお願いします」と呼ぶ者あり)

それでは、投票で行います。

選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

[執行部 退席]

○議長(吉田 正君) 議場の出入り口を閉じてください。

[議場閉鎖]

○議長(吉田 正君) ただいまの出席議員数は20名です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長(吉田 正君) 投票用紙の漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田 正君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長(吉田 正君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼を命じます。

[事務局長点呼、投票]

○議長(吉田 正君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田 正君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

[執行部 入場]

○議長(吉田 正君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番松永渉君、9番檜原賢二君を指名

いたします。よって、両名の立ち会いをお願いします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○議長（吉田 正君） 選挙の結果を報告をいたします。

投票総数 20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 18票

無効投票 2票

有効投票中

香西和好君 14票

池光正男君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、香西和好君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました香西和好君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選されました香西和好君のごあいさつがあります。

香西副議長、ごあいさつをお願いいたします。

○16番（香西和好君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、栄誉ある阿波市議会の副議長にご選任をいただき、大変光栄に存じますとともに、心から厚く御礼を申し上げます。ご推挙をいただいたからには、吉田議長を補佐申し上げ、皆さん方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいり所存であります。どうか先輩並びに同僚議員の各位におかれましては、今後さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、就任のあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（吉田 正君） 暫時休憩をいたします。

午後0時22分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 9 分 休憩

午後 1 時 4 9 分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほどの議長選挙に伴い、議会運営委員会の香西和好君、庁舎建設特別委員会委員の吉田正、公営施設（事業）民営化特別委員会委員の香西和好君の辞職願が提出され、議長において許可されました。議会運営委員会委員、庁舎建設特別委員会委員、公営施設（事業）民営化特別委員会委員が欠けましたので、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、議会運営委員に池光正男君、庁舎建設特別委員会委員に岩本雅雄君、公営施設（事業）民営化特別委員会委員に池光正男君を選任いたしましたので、ご報告いたします。

なお、早速、総務常任委員会、庁舎建設特別委員会、公営施設（事業）民営化特別委員会がそれぞれ開催され、総務常任委員会副委員長に稲岡正一君、庁舎建設特別委員会委員長に三浦三一君、副委員長に岩本雅雄君、公営施設（事業）民営化特別委員会副委員長に池光正男君がそれぞれ互選されましたので、ご報告いたします。

次に、徳島中央広域連合議会、中央広域環境施設組合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北環境整備組合議会の議会議員の辞職について報告いたします。

3 月 1 8 日付で、徳島中央広域連合議会議員の岩本雅雄君、木村松雄君、中央広域環境施設組合議会議員の岩本雅雄君、阿北特別養護老人ホーム組合議会議員の岩本雅雄君、阿北環境整備組合議会議員の岩本雅雄君から辞職願が組合等の議会議長及び副議長に提出され、許可されております。

それぞれ、後任者の選任依頼が届いております。

お諮りいたします。

それぞれの議員選出について日程を追加し、追加日程第 7、徳島中央広域連合議会の議員選出について、追加日程第 8、中央広域環境施設組合議会の議員選出について、追加日程第 9、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について、追加日程第 1 0、阿北環境整備組合議会の議員選出について、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

追加日程第7 徳島中央広域連合議会の議員選出について

○議長（吉田 正君） 追加日程第7、徳島中央広域連合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたします。

直ちに指名いたします。

徳島中央広域連合議会の議員は、議長の吉田、副議長の香西和好君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました議長の吉田、副議長の香西和好君を当選人として定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議長の吉田、副議長の香西和好君が、徳島中央広域連合議会の議員に当選いたしました。

ただいま当選いたしましたので、受諾をいたしたいと思います。

なお、当選されました香西和好君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

~~~~~

**追加日程第8 中央広域環境施設組合議会の議員選出について**

**追加日程第9 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について**

## 追加日程第10 阿北環境整備組合議会の議員選出について

○議長（吉田 正君） 追加日程第8、中央広域環境施設組合議会の議員選出についてから追加日程第10、阿北環境整備組合議会の議員選出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。

中央広域環境施設組合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北環境整備組合議会のそれぞれの議員に議長の吉田を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名をいたしました議長の吉田をそれぞれの当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議長の吉田が中央広域環境施設組合議会の議員、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員、阿北環境整備組合議会の議員に当選をいたしました。

ただいま当選いたしましたので、受諾をいたしたいと思います。

~~~~~

日程第67 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（吉田 正君） 日程第67、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、副市長からごあいさつがございます。

○副市長（三宅祥寿君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、今議会におきましては、会期の途中より市長が入院のため、本会議並びに各委員会に出席できませんでしたことにつきまして深くおわびを申し上げます。議員初め、市民の皆様にもご心配をおかけしましたが、おかげをもちまして病状も順調に回復し、本日午後に退院できるとの連絡が先ほどございました。議員の皆様のご理解、ご支援に心より御礼を申し上げます。

次に、先ほどの会議におきまして、議長に吉田正氏、副議長に香西和好氏の選任がございました。ご就任を心よりお祝い申し上げ、市政運営への変わらぬご協力をお願いいたしますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます。

あわせて、このたび退任されます前岩本議長、そして木村副議長には、市勢の発展と円滑な議会運営に尽力されましたことを心より敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

次に、東日本大地震についてでございます。

去る3月11日に発生いたしました国内観測史上最大級と言われる東北地方太平洋沖地震は、東日本各地に甚大な被害をもたらしており、被災地の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、去る16日より市民の皆様からの義援金の受け付けを開始したところでございますが、被災地の復興に向け、徳島県や近隣市町村との連携のもと、最大限の支援、協力をしてまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、2月28日に開会以来、本日まで19日間の長きにわたり開催され

てまいりました。今議会は、平成23年度当初予算案件を初め、多数の重要な案件を議案審議をお願いした議会でしたが、市長が提案いたしました議案につきまして慎重にご審議いただき、全議案原案どおりご承認いただきました。まことにありがとうございました。本議会において賜りました貴重なご意見等につきましては、十分に検討を行い、今後の市政の運営に反映をしてみたいと考えております。

3月とはいえ、まだまだ寒暖の差が厳しい時節柄、議員の皆様方には健康に十分にご留意いただきまして、引き続き市勢発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田 正君） これで本日の会議を閉じます。

平成23年第1回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午後2時01分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

旧 議 長

新 議 長

旧 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員